

犯罪捜査のための通信傍受に関する
規程の運用について（平成31年4
月19日付け法務省刑総第473号
法務省刑事局長依命通達）

法務省刑総第473号(例規)
平成31年4月19日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長 小山太士
(公印省略)

犯罪捜査のための通信傍受に関する規程の運用について(依命通達)

本日付け法務省刑総訓第3号大臣訓令をもって犯罪捜査のための通信傍受に関する規程(平成12年法務省刑総訓第936号大臣訓令。以下「規程」という。)の一部が改正され、本年6月1日から施行されることとなりました。

同改正は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)が本年6月1日から施行されることに伴い、これに対応して、事務処理の手續等を定めるものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

なお、平成12年8月2日付け法務省刑総第937号通達「犯罪捜査のための通信傍受に関する規程の運用について」は、本年5月31日限り廃止します。

記

第1 犯罪捜査のための通信傍受に関する規程の趣旨等について

- 1 規程は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)において定められた傍受令状の請求、傍受の実施、再生の実施及び傍受記録の作成などの制度に対応するための取扱手續と傍受記録の保管等に関する事務の取扱手續の大綱を定めるとともに、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もって通信傍受に関する事務の適正な運用を図ることを目的として定められた(第1条)。さらに、通信傍受に関する事務は、国民の通信の秘密やプライバシーに深くかかわるものであり、より一層の事務の適正を図る必要があることから、これを取り扱う者は、関連法令等を遵守し通信の秘密を不当に侵害することのないように注意しなければならない旨定められた(第2条)。

2 通信傍受に関する事務を取り扱う者の範囲は、傍受令状の請求、傍受の実施、再生の実施並びに傍受記録の作成及び保管等に関する事務を行う検察官及びこれを補佐する検察事務官のほか、電気通信設備（法第2条第3項に規定する「電気通信設備」をいう。以下同じ。）に傍受のため接続する機器、傍受記録を作成する場合に使用する編集装置及び特定電子計算機を管理する者等現実に通信傍受に関する事務の取り扱いをする全ての者である。また、規程においては、検務関係事務規程に規定する各担当事務官の事務の性質、範囲等を考慮して、

① 傍受令状の請求等に関する事務は、令状担当事務官

② 傍受記録等の保管等に関する事務は、証拠品担当事務官

が、それぞれ担当することとしている。

しかしながら、規程にいう令状担当事務官及び証拠品担当事務官は、規程に定められた事務を所掌し、又は分掌する検察事務官を指称し、組織機構上の検務部門の令状担当部署又は証拠品担当部署に属する検察事務官のみに限る趣旨ではないので、規程に定める事務を組織機構上のこれらの部署以外の部署に属する検察事務官に分担させることは差し支えない。

第2 検事正の承認について（第3条、第4条、第5条、第9条及び第25条関係）

組織としての責任の所在を明確にし、通信傍受の厳正な運用を図るため、検察官は、傍受令状の請求、傍受ができる期間の延長の請求、該当性判断のための傍受又は再生の方法、通信の当事者に対し通知を発しなければならない期間の延長の請求に関しては、あらかじめその属する地方検察庁の検事正の承認を得なければならないこととされたことに伴い、傍受令状請求書（様式第1号の1、第1号の2及び第1号の3）、傍受期間延長請求書（様式第3号）及び通知期間延長請求書（様式第30号）の各欄外には「検事正印」欄が設けられている。また、検察官は、傍受の実施をするときは、あらかじめ傍受の実施を開始する時間及びこれを中断する時間その他の該当性判断のための傍受の具体的方法に関する事項を記載した書面（再生の実施にあつては、再生の実施を開始する時間及びこれを中断する時間その他の該当性判断のための再生の具体的方法に関する事項を記載した書面）を作成して検事正に提出し、これに押印を受けて承認を得るようにされたい。

第3条の検事正の承認規定は、検察官の法上に有する権限を制限する趣旨ではなく、上記目的を達成するための内部的な統制について定められたものである。

第3 通信傍受に関する手続について

1 傍受令状の請求について（第4条関係）

検察官が、法第4条第1項の規定に基づき傍受令状の請求をする場合には、傍受令状請求書（甲）（様式第1号の1）によることとされた。ただし、傍受

令状の請求に併せて法第20条第1項の一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続についての許可の請求をする場合は傍受令状請求書（乙）（様式第1号の2）に、傍受令状の請求に併せて法第23条第1項の特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続についての許可の請求をする場合は傍受令状請求書（丙）（様式第1号の3）によることとされた。傍受令状請求書の「傍受令状発付の要件たる事項」とは、法第3条に規定する傍受令状発付の要件たる事項であり、具体的には、

- ① 法別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるもの（別表第二に掲げる罪にあっては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る。）であると疑うに足りる状況があるときなど、法第3条第1項各号のいずれかに該当する場合であること。
- ② 当該各号に規定する犯罪（第2号及び第3号にあっては、その一連の犯罪をいう。）の犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況があること。
- ③ 他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であること。
- ④ 傍受の実施の対象とすべき通信手段が、電話番号その他発信元若しくは発信先を識別するための番号若しくは符号によって特定された通信の手段であって、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものであること。

について記載することとなる。

2 立会い及び立会人の意見について（第7条及び第8条関係）

立会人は、傍受の実施又は再生の実施がされている間、その現場に立ち会い、通信の内容に関することを除き、傍受のための機器を接続する通信手段が傍受令状により許可されたものに間違いがないか、傍受令状により許された傍受ができる期間、時間等が遵守されているか、該当性判断のための傍受又は再生が適正な方法で行われているか及び傍受をした通信又は再生をした通信について全て録音等がなされているかなどの外形的な事柄について確認し、さらに、傍受をした通信又は再生をした通信を記録した記録媒体の封印を行うこと等により、傍受の実施又は再生の実施について、その適正を期する役割を担うものである。

傍受の実施又は再生の実施をするに当たっては、このような立会人の役割の重要性に鑑み、立会人の適切な立会いに資するため、あらかじめ、立会人に対

し、法第13条その他立会人に関する法令の規定の内容、傍受令状に記載されている傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、傍受又は再生のための機器の概要及びその使用方法、該当性判断のための具体的方法並びに法第25条第1項又は第2項の記録媒体の封印の方法等について、分かりやすく説明しなければならない。

第8条第2項により、立会人に意見書（様式第5号）を作成させる場合において、立会人が複数であったときには、各立会人ごとに意見書を作成させることとなるので、留意されたい。

この意見書は、傍受実施状況報告書（甲）（様式第9号の1）又は傍受実施状況報告書（丙）（様式第9号の3）に添付することとされている（第11条第5項）ので、傍受の実施又は再生の実施をしている間に立会人が述べた意見が十分に意見書に反映されている限りにおいて、これをそのまま引用し、傍受実施状況報告書（甲）の「通信傍受法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄又は傍受実施状況報告書（丙）の同欄若しくは「通信傍受法第21条第1項において準用する同法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄の記載に代えて差し支えない。この場合においては、これらの欄に「別添意見書のとおり」等と記載をする。これに対し、立会人が述べた意見が意見書に十分反映されていない場合には、意見書を引用した上、検察官においてこれらの欄に立会人の意見を補充して記載する。

3 記録媒体の封印等について（第10条関係）

(1) 法第25条第1項又は第2項の記録媒体の封印は、封印票（様式第6号の1）及びシール（様式第6号の2）によることとされた（第10条第2項）。

封印票の貼付は、記録媒体を収納した容器（プラスチックケース）が開披しないようにその容器の表面に行うものとする。封印票の上から帯状に貼付するシールは、透明で、剥がすと「開封済」等と文字等が浮き出るものを使用することとされた。したがって、封印票の記載漏れや封印票又はシールの貼付の不備などのため、補正を要すると認められる場合であっても、シールを剥離して再度同じシールを貼付することは、封印の公正について疑念を招くことになりかねないので、行わないこととされたい。なお、何らかの補正を要すると認められる場合には、再度新たな容器（プラスチックケース）に新たな封印票及びシールを用いて封印させる必要がある。

立会人による封印の趣旨は、傍受した通信又は再生をした通信の全てを記録した記録媒体に、捜査機関の作為が加えられることなく裁判官に提出されることを担保するためのものにすぎない。したがって、傍受の実施又は再生の実施をしている間、立会人が複数いた場合にあっては、そのうちの一人に

よる封印で足りる。

- (2) (1)の記録媒体の識別を可能とするため、検察官は、立会人が記録媒体に封印をする前に、当該記録媒体の外面に書面を貼付し、これに通信の記録を終了した年月日時等を記載して署名押印するものとされた。この書面については、特に様式は設けられておらず、記録媒体用のラベルなどを使用して差し支えない。

4 傍受の実施の状況を記載した書面等の提出について（第11条関係）

- (1) 検察官が裁判官に提出する傍受の実施状況を記載した書面等については、法第27条第1項に規定する書面は傍受実施状況報告書（甲）に、法第27条第2項に規定する書面は傍受実施状況報告書（乙）（様式第9号の2）に、法第28条第1項に規定する書面は傍受実施状況報告書（丙）に、法第28条第2項に規定する書面は傍受実施状況報告書（丁）（様式第9号の4）によるものとされた。「傍受の実施」とは、通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受することができる状態で通信の状況を監視することという（法第5条第2項）ので、そのような傍受の実施を開始、中断及び終了した年月日時を傍受実施状況報告書の所定の欄に記載する。傍受の実施の「中断」とは、その後の傍受の実施の再開を予定して、傍受の実施を中止することをいう。傍受令状において、傍受の実施に関する条件として、例えば、1日のうち「午後5時から午後11時までの間」というように、傍受の実施をすることができる時間帯が限定された場合における当該時間帯の終了時又はその前に、その後の傍受の実施の再開を予定して、傍受の実施を中止する場合同様に当たる。傍受の実施の「終了」とは、傍受の実施を最終的にやめることをいい、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了時又はその前に、これを最終的にやめる場合（法第19条参照）がこれに当たる。

なお、法第14条第1項の該当性判断のための傍受においては、例えば電話による通信の最初の部分を傍受した場合、一定の時間が経過しても傍受すべき通信に該当するかどうか明らかではないときには傍受を一時中止するが、その後も当該通話が継続している場合には傍受を再開することになるところ、これは、傍受を一時中止するにとどまり、傍受の実施を継続しているものであるから、傍受の実施の「中断」には当たらない。

「通話」とは、通信手段の使用をいい、1回の継続した通信手段の使用の開始から終了までを意味する。具体的には、電話の場合であれば受話器を上げてからこれを置くまで、ファクシミリによる通信であれば1回の送受信の開始から終了まで、電子メールであれば1通のメールが一つの「通話」に当たる。

「傍受」とは、「現に行われている他人間の通信について、その内容を知

るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けること」(法第2条第2項)である。したがって、「傍受をした通信」は、一つの通話について、該当性判断のための傍受を複数回行うなどした場合には、通話の回数は1回であっても複数個となるので、検察官が傍受をした個々の通信ごとに、傍受の根拠となった条項、通信の開始及び終了の年月日時、通信の当事者その他その特定に資する事項並びに記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項について傍受実施状況報告書の所定の欄に記載することを要する。

「傍受の根拠となった条項」としては、法第3条第1項、第14条第1項、同条第2項、第15条のいずれかを記載する。「通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項」としては、通信の当事者の氏名のほか、相手方の電話番号等の探知の結果判明したその電話番号等や、通信の中に表れた当事者の通称等が考えられる。

「記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項」には、傍受をした通信を記録した記録媒体中の通信記録のファイル名等を記載する。

「再生の実施」とは、通信の再生をすること並びに一時的保存のために用いられた記録媒体について直ちに再生をすることができる状態で一時的保存の状況の確認及び暗号化信号の復号をすることをいう(法第21条第1項)ので、そのような再生の実施を開始、中断及び終了した年月日時を傍受実施状況報告書の所定の欄に記載する。

「再生の根拠となった条項」としては、例えば、傍受すべき通信に該当する通信として再生をした場合には「法第21条第3項(傍受すべき通信)」などと、該当性判断のための再生をした場合には「法第21条第3項(該当性判断)」などとそれぞれ記載することが考えられる。

- (2) 傍受実施状況報告書を提出した後、法第14条第2項等の規定により傍受をした通信又は再生をした通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めるに至ったときは、法第14条第2項に規定する傍受をした通信については通信傍受法第15条該当通信判明報告書(甲)(様式第10号の1)を、法第21条第4項に規定する再生をした通信については通信傍受法第15条該当通信判明報告書(乙)(様式第10号の2)を、法第23条第1項第1号に規定する法第14条第2項に定めるところにより傍受をした通信については通信傍受法第15条該当通信判明報告書(丙)(様式第10号の3)を、法第23条第4項に規定する法第21条第4項の例により再生をした通信については通信傍受法第15条該当通信判明報告書(丁)(様式第10号の4)を作成して裁判官に提出する。これは、法第15条に該当する通信については、法第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項若しくは第2項に

より、捜査機関がこれに該当すると認めた理由等を明らかにすることが求められていることから、事後にこれが判明した場合においても、その旨報告することが相当であるからである。

5 傍受調書の作成について（第12条関係）

傍受の実施の経過を明らかにするため、検察官が傍受の実施をした場合には、傍受調書（甲）（様式第11号の1）を作成するものとされた。ただし、法第23条第1項第1号の規定による傍受の実施をしたときは傍受調書（乙）（様式第11号の2）を、傍受の実施をした期間のうちに法第20条第1項の規定による傍受の実施をした期間があるときは傍受調書（丙）（様式第11号の3）を、法第23条第1項の規定による傍受の実施をした期間のうちに同項第2号の規定による傍受の実施をした期間があるときは傍受調書（丁）（様式第11号の4）を作成するものとされた。

なお、傍受令状に記載された傍受ができる期間内において、一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の方式による傍受のみならず、従来の方式による傍受も実施した場合は、傍受調書（乙）を用いて必要事項を記載して作成すれば足りる。

また、傍受令状に記載された傍受ができる期間内において、通信管理者等をして特定電子計算機に通信を伝送させ、これを受信すると同時に一時的保存をし、その後、特定電子計算機を用いて復号する方式による傍受のみならず、通信管理者等をして特定電子計算機に通信を伝送させ、これを受信すると同時に復号する方式による傍受も実施した場合は、傍受調書（丁）を用いて必要事項を記載して作成すれば足りる。

傍受調書の「その他傍受の実施の経過」欄又は「その他傍受の実施又は再生の実施の経過」欄には、傍受令状の提示の状況、電気通信設備に傍受のため接続する機器を接続したことその他の必要な処分（法第11条）を行い又は行わせたときの状況、通信事業者等（法第2条第3項に規定する「通信事業者等」をいう。以下同じ。）に対して必要な協力（法第12条及び第17条第2項）を求めたときはその状況及びそれに対し通信事業者等が行った協力の内容、立会人に対し傍受の実施の方法等を説明した状況、立会人が述べた意見に対し必要に応じて執った措置の内容、電話番号等の探知又は開示の状況等について記載する。

6 傍受記録等の管理者について（第16条関係）

(1) 傍受をした通信又は再生をした通信を記録した記録媒体及びその複製等は、国民の通信の秘密やプライバシーに関する事項が記録されたものであるから、より一層の管理の適正を図る必要がある。したがって、検察官が傍受記録を作成した後において、通信記録を含む捜査書類（第15条に規定する

「通信記録を含む捜査書類」をいう。以下同じ。)を除く傍受記録等(第16条第2項に規定する「傍受記録等」をいう。以下同じ。)は、証拠物と同様に取り扱うことが相当であることから、検察庁の長が指定した検察官(以下「管理検察官」という。)が一元的に管理することとされた。

(2) これに対し、通信記録を含む捜査書類は、検察官が自ら管理することとされた。この場合においては、検察官が通信記録を含む捜査書類の管理を開始及び終了したときは、その旨を管理検察官に通知することとしている。その趣旨は、通信記録を含む捜査書類の消去及び廃棄は管理検察官が行うこととなるので、検察官による通信記録を含む捜査書類の管理状況を常に把握しておく必要があるからである。

7 傍受記録等の受入れ等について(第18条関係)

(1) 傍受記録等(通信記録を含む捜査書類を除く。)の受領手続は、司法警察員から送致を受けた場合には、司法警察員をして、事件記録・証拠品送致票(甲)(事件事務規程(平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令)様式第1号)の備考欄に、傍受記録等総目録(様式第17号)の番号等を記載例のように記入させ、証拠品担当事務官において、当該番号右横等に受領印を押印するとともに、これに対応する傍受記録等管理簿(様式第18号)の進行番号等を記入する。

なお、事件記録・証拠品送致票に代えて電磁的記録による場合には、証拠品事務規程(平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令)第4条第3項第2号に準じて取り扱われたい。

(記載例)

備 考	
傍受記録等 (番号)	○～○受領印
検察庁 (進行番号)	△年△～△

(2) 他の検察庁の検察官から送致を受けた場合(事件移送等の場合に限る。)には、証拠品担当事務官において、証拠品事務規程第4条第4項に準じ、送致した検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官に受領した旨を通知する。なお、事件を移送するときは、必ず傍受記録等も併せて送付するものとし、この場合には、移送書(甲)(事件事務規程様式第3号)の表紙に、該当する傍受記録等管理簿の進行番号及び同封送付又は別途送付の旨を表示して検察官の押印を受けることとする。

(3) 証拠品担当事務官は、管理検察官が傍受記録等(通信記録を含む捜査書類

を除く。)の提出を受けたときは、傍受記録等管理簿に所定の事項を登載した上、当該傍受記録等に貼付された書面及び傍受記録等総目録の進行番号欄に当該傍受記録等管理簿の進行番号を記入するとともに、当該傍受記録等が収納された容器(プラスチックケース)にレッテル(様式第19号の1)を貼付する。

(4) 傍受記録等管理簿及び捜査書類管理簿(様式第20号)の進行番号は、暦年ごとに改めるものとされた。これは、それぞれの管理簿により管理把握する傍受記録等は、暦年ごとの進行番号により特定した上管理把握することが便宜であることから、特に定められたものである。したがって、進行番号欄が設けられている他の様式についても、この趣旨に鑑み、その進行番号の表示は暦年によることとされたい。

(5) 傍受記録等総目録は、傍受記録等の記録媒体がDVDなどである場合に検察官が作成するものであり、捜査報告書などのように通信記録を含む捜査書類である場合には作成することを要しない。

8 傍受記録等の消去について(第19条関係)

(1) 検察官は、一定の場合(法第29条第5項及び第6項並びに第33条第3項(法第27条第3項及び第28条第3項において準用されている場合を含む。)及び第4項)に、傍受記録等から通信の記録を消去する義務が課せられていることから、消去を確実に実施する必要がある。そのため、法の規定に基づく通信の記録の消去は、通信記録を含む捜査書類を除く傍受記録等を一元的に管理する管理検察官が全て行うこととされた。

また、法の規定に基づく消去義務は、傍受をした通信の記録をした記録媒体及び傍受記録だけでなく、これらの複製等にも及ぶことから、捜査報告書等の捜査書類であっても、記録媒体や傍受記録に記録されている通信の内容の全部又は一部をそのまま引用しているものについては、該当部分が法の規定による消去義務の対象となるので、このような通信記録を含む捜査書類を管理している検察官は、上記の消去義務が発生したときは、その旨を管理検察官に連絡するとともに、通信記録を含む捜査書類を管理検察官に提出し、管理検察官による消去を受けなければならない。

(2) 通信記録を含む捜査書類の消去の方法としては、消去すべき部分を黒塗りし、あるいは紙を貼るなどの方法が考えられるが、どのような消去方法をとったとしても、消去した後は、消去された部分が判読できないような措置を講じる必要がある。

9 傍受記録等の仮出しについて(第21条関係)

傍受記録等(通信記録を含む捜査書類を除く。)の仮出手続は、基本的に証拠品の仮出手続と同様であるが、その仮出期間については、傍受記録等(通信

記録を含む捜査書類を除く。)のより一層の管理の適正を図る趣旨から、管理検察官の承認を得た場合を除き、3日以内とされた。管理検察官の承認による例外的な取扱いは、検察官が週末や休日に取り調べ等のために傍受記録等(通信記録を含む捜査書類を除く。)を使用する特段の事情が存する場合も想定されるため、そのような場合を考慮して特別の取扱いを認めたものであるから、管理検察官は、3日を超える仮出しを認めるに足りる特段の事情の有無について、十分に検討して承認の適否を判断されたい。

なお、これに関連して、傍受記録等仮出票(様式第23号)には、管理検察官が仮出傍受記録等の仮出期間の延長を承認したことを明らかにしておくため、延長欄が設けられ、管理検察官が押印することとされているので、留意されたい。

10 裁判所提出後の手続について(第22条関係)

傍受記録等(通信記録を含む捜査書類を除く。)を裁判所に証拠物として提出した場合の手続については、基本的に証拠品を裁判所に提出した場合の手続と同様であるが、通信記録を含む捜査書類を裁判所に証拠として提出した場合には、捜査書類提出通知書(様式第25号)を作成して管理検察官に通知することとされた。

11 傍受記録等の送付等について(第23条関係)

(1) 本条は、傍受記録等を他の検察庁の検察官に送付する場合の規定である。

これは、傍受記録等のみを他の検察庁の検察官に送付する場合であり、これには他の検察庁における捜査上の必要から送付する場合のほか、地方検察庁から上訴審に対応する検察庁に送付する場合がある。

他の検察庁に傍受記録等を送付するときは、送付する検察庁においては、適宜の送付書を作成添付の上送付することとし、送付を受けた検察庁においては、適宜の受領書を作成の上、送付した検察庁に送付することとする。送付を受けた検察庁から送付をした検察庁に傍受記録等を返還するときも同様とする。

(2) 本条による送付は、対象とされた傍受記録等の管理検察官に変更を来すものではない。したがって、送付を受けた検察庁の検察官は、これを自庁の管理検察官に提出することや捜査書類管理開始通知書(様式第16号)を作成する必要はない(第15条及び第17条参照)。送付を受けた傍受記録等については、送付を受けた検察庁の検察官が送付をした検察庁の管理検察官に返還するまで、第20条第2項に規定する保管場所に保管して厳重に管理することとなる。

これに対し、傍受記録等の管理検察官に変更を生じる場合としては、地方検察庁間の事件移送に伴い傍受記録等が受理庁に送付された場合(管理権限

の移転)や本条第1項の規定により傍受記録等の送付を受けた検察庁の検察官において、新たにその複製等を作成した場合(管理権限の発生)などが考えられる。

12 通信の当事者に対する通知について(第24条関係)

- (1) 通信の当事者に対する通知は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、傍受された通信又は再生された通信の内容を確認する機会及び不服申立てをする機会を十分に保障し、違法な処分が行われた場合の救済を図るとともに、通信傍受の適正な実施を担保しようとするものであるから、遺漏なく行う必要がある。そこで、検察官において、傍受通知を要する対象者及び通知の状況を常に把握し、これらの者に対する通知漏れを防止する必要があることから、傍受通知対象者把握簿(様式第26号)が設けられたものである。
- (2) 通信の当事者に対する通知は、検察官が傍受の実施をしたときは、検察官が行う。この場合における通知は、配達証明付き書留郵便により行う。
- (3) 通知の相手方は、傍受記録に記録されている通信の当事者である。通信の当事者は、通信の発信者及び受信者をいう。

通信の当事者に対する通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施を終了した後又は原記録保管裁判所の許可を得て傍受の原記録から必要と認める部分の複製を作成した後30日以内に発しなければならない(ただし、地方裁判所の裁判官により通知を発しなければならない期間を延長する裁判により期間が延長される場合がある。)ので留意されたい。また、この期間の計算に当たっては、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第55条の規定により、初日を算入せず、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、これを期間に算入しないこととなるので留意されたい。

なお、捜査・公判の過程で、通信の当事者が特定し又はその所在が明らかとなった場合には、地方裁判所の裁判官の通知期間延長の裁判により期間が延長されたときを除き、速やかに通信の当事者に対して通知することとなるので留意されたい。司法警察員が傍受の実施をした事件にあつては、その旨を送致官署の担当者に連絡する必要があるので留意されたい。

13 傍受記録の聴取等の申出について(第26条関係)

管理検察官は、傍受記録の写しを作成してこれを聴取等させた場合において、その聴取等を終えたときは、これを消去しなければならないとされた。この場合においては、傍受記録の写しを消去した旨を傍受記録の聴取等申出処理簿(様式第32号)の備考欄に記載すれば足り、複製等作成調書(乙)(様式第15

号)を作成して傍受記録等として管理するまでの必要はない。

14 傍受の原記録の聴取等の請求について(第27条関係)

(1) 傍受の原記録の聴取等の請求(法第32条第3項)に対して、傍受の原記録の聴取等の許可の裁判があったときは、裁判所から傍受の原記録聴取等許可決定書が交付されるので、令状担当事務官は、傍受の原記録聴取等請求処理簿(様式第34号)に所定の事項を記入し、これを請求者に交付する。

(2) 検察官が法第32条第3項の規定により作成した傍受の原記録の複製は、傍受記録とみなされる(同条第6項)ので、その複製を作成したときは傍受記録作成調書(様式第14号)を作成する等、傍受記録を作成したときと同様の事務処理が必要となるので留意されたい。

15 傍受記録等の廃棄等について(第28条関係)

(1) 司法警察員から送付等を受けた傍受記録等を廃棄するときは、送致官署にその旨連絡し、当該傍受記録等を他の事件において使用する必要があるかどうかについて十分に確認した上で行うよう留意されたい。

(2) 傍受記録等の廃棄方法は、廃棄すべき傍受記録等が、通信記録を含む捜査書類を除くもの(傍受記録等管理簿に登載された傍受記録等)であるときは、記録媒体を破壊廃棄し、通信記録を含む捜査書類(捜査書類管理簿に登載された傍受記録等)であるときは、該当部分を黒塗り又は紙貼り等により消去する。この場合において、傍受記録等が司法警察員から送付等されたものであるときは、その旨を当該司法警察員に対し適宜な書面により遅滞なく通知する。

なお、通信記録を含む捜査書類が刑事被告事件に係る訴訟の記録となっているときは、刑事確定事件記録の一部としてそのまま保管を継続することとなり、本条の廃棄の対象とはならないので、留意されたい。

16 検査報告等について(第32条関係)

(1) 検査の対象となる傍受記録等には、通信記録を含む捜査書類も含まれるので、傍受記録等管理簿及び捜査書類管理簿によって管理把握されている全ての傍受記録等を対象に検査を実施することとなる。

(2) 傍受令状の請求等に関する報告書(様式第36号)に基づき報告すべき事項は、法第36条に基づき政府が行う国会報告等の資料となる。報告書の「傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条第3項第1号若しくは第3号又は第4項第1号若しくは第3号に掲げる通信が行われたものの数」は、一つの通話の機会に、該当性判断のための傍受を複数回行うなどしている場合には、傍受した通信は複数であるが、通話の回数は1回となるので留意されたい。また、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときには、その支障がなくなっ

た後において国会報告等の措置を執るものとされているので（法第36条ただし書）、罪名が公表されることによって捜査に支障を生ずるおそれがある場合には、その旨付記されたい。

第4 様式及び用紙について

1 規程に定められた様式のうち、司法警察員が使用する様式と共通のもの等については、いわゆる枠組みを存置することとしたが、次の様式を除き枠組みを省略して差し支えない。

- ① 傍受令状請求処理簿（様式第2号）
- ② 傍受期間延長請求処理簿（様式第4号）
- ③ 意見書（様式第5号）
- ④ 記録媒体封印・提出等処理簿（様式第8号）
- ⑤ 傍受記録等総目録（様式第17号）
- ⑥ 傍受記録等管理簿（様式第18号）
- ⑦ 捜査書類管理簿（様式第20号）
- ⑧ 傍受記録等仮出票（様式第23号）
- ⑨ 傍受通知対象者把握簿（様式第26号）
- ⑩ 傍受通知等処理簿（様式第29号）
- ⑪ 通知期間延長請求処理簿（様式第31号）
- ⑫ 傍受記録の聴取等申出処理簿（様式第32号）
- ⑬ 傍受の原記録聴取等請求処理簿（様式第34号）
- ⑭ 傍受令状の請求等に関する報告書（様式第36号）

また、様式の作成に当たっては、事例に応じ不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること、さらに、必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない（ただし、枠組みを省略することができない様式を除く。）。

2 様式のうち、裁判所の事件番号欄が設けられているものについては、検察庁において、傍受令状請求事件に係る裁判所の事件番号を記載する。

なお、裁判所の事件記録符号については、傍受令状請求事件は、地方裁判所の雑事件（む）として処理されることとなる。

第5 保存期間について

規程に基づき作成された文書の保存期間は、次のとおりとする。

名 称	保存期間
傍受記録等管理簿（様式第18号）	10年
捜査書類管理簿（様式第20号）	10年

記録媒体封印・提出等処理簿（様式第8号）	5年
傍受の原記録聴取等請求処理簿（様式第34号）	5年
傍受令状請求処理簿（様式第2号）	3年
傍受期間延長請求処理簿（様式第4号）	3年
傍受通知対象者把握簿（様式第26号）	3年
傍受通知等処理簿（様式第29号）	3年
通知期間延長請求処理簿（様式第31号）	3年
傍受記録の聴取等申出処理簿（様式第32号）	3年
傍受令状の請求等に関する報告書（様式第36号）	3年
上記以外の保存文書	1年